２　新ＰＰＩは、ＰＲＬの更生担保権者、更生債権者および株主に対して合併に伴う対価は一切交付しない。また、資本も増加しない。
３　新ＰＰＩは、ＰＲＬの資産、負債等の権利義務の一切を承継する。
４　合併の効力発生時期は、更生計画認可決定日の翌日とする。
第３節　新ＰＰＩに関するその後の措置
第１　募集株式を引き受ける者の募集
１　新ＰＰＩは、以下のとおり、新たな払込みを受けて募集株式を引き受ける者を募集する。
⑴　募集株式の種類
普通株式
⑵　発行する募集株式の数
２万株
⑶　払込額
１株　５万円
⑷　払込期日
更生計画認可決定日から２か月以内の管財人が指定する日とする。ただし、管財人は募集株式の割当てを受けた者の同意があるときは、裁判所の許可を得て、前記にかかわらず、更生計画認可決定日から２か月を経過した日以後の日を払込期日として定めることができる。
⑸　増加する資本金および資本準備金に関する事項
増加する資本金　５億円
増加する資本準備金の額　５億円
⑹　募集株式の割当て
募集株式は、以下の者に割り当てる。
ＰＨＩ　１万9080株
ケネディクス株式会社　920株
２　剰余金の配当の制限
更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行うことができない。
第２　資本金の額の減少
１　新ＰＰＩの資本金の額を以下のとおり減少させる。
減少する資本金の額　４億9300万円
２　効力発生日
資本金の額の減少は、更生計画認可決定日から２か月以内の管財人が指定する日に、その効力を生ずる。
第７章　弁済資金の調達方法等（省略）
第８章　取締役等の責任調査（省略）
第９章　共益債権の弁済等（省略）
第10章　少額更生債権の弁済（省略）
第11章　その他必要的記載事項（省略）
別表１ないし10　省略
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第２０号

東京都中央区八重洲２丁目10番10号
更生会社　有限会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント
１　決定年月日　平成22年３月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更および弁済納付方法
第１節　更生担保権
第１　別表３－１「更生担保権弁済計画表（継続保有不動産）」（省略）記載の不動産を目的とする担保権にかかる更生担保権
１　確定更生担保権
合計１件　750,000,000円
２　権利の変更および弁済
更生会社有限会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント（以下「ＰＰＩ」という。）は、別表３－１「更生担保権弁済計画表（継続保有不動産）」（省略）記載の各更生担保権について、同表「確定更生担保権額」欄記載の金額を次のとおり分割して弁済する。
①　更生計画認可決定確定日から３か月以内に、確定更生担保権額の6.5％相当額
②　前記①の弁済後、更生計画認可決定確定日から４年９か月を経過する日まで、３か月毎に確定更生担保権額の2.5％相当額（合計18回）
③　前記②の弁済後、更生計画認可決定確定日から５年以内に最終弁済として確定更生担保権額の48.5％相当額
３　繰上弁済
ＰＰＩは、別表３－１「更生担保権弁済計画表（継続保有不動産）」記載の更生担保権につき繰上弁済を企図した場合には、別表３－２「更生担保権弁済計画表（売却不動産）」記載の更生担保権および別表３－３「更生担保権弁済計画表（預金返還請求権）」記載の更生担保権の弁済が完了している場合に限り、前記第２項の規定にかかわらず、別表３－１記載の更生担保権の残額全額を一括して繰上弁済をすることができる。
第２　別表３－２「更生担保権弁済計画表（売却不動産）」（省略）記載の不動産を目的とする担保権にかかる更生担保権
１　確定更生担保権
合計38件　4,532,016,619円
２　権利の変更および弁済（処分連動方式）
ＰＰＩは、別表３－２「更生担保権弁済計画表（売却不動産）」（省略）記載の確定更生担保権については、以下のとおり、処分連動方式により権利の変更および弁済を行う。
⑴　売却方針等
ア　売却方針
㋐　管財人は、更生計画認可決定確定後６か月以内に、支援企業の協力を得て、担保弁済額極大化のためのビジネスプランを作成し、その内容について当該売却不動産について担保権（別表６－２「存続する担保権一覧表（分類①）（売却不動産）」（省略）に記載のないものはこれに含まれない。）を有する更生担保権者（以下「関係更生担保権者」という。）と協議を行う。
㋑　管財人は、その後、更生会社三社の人的資源、市況、ビジネスプランおよび協議内容等を勘案したうえで、順次、売却活動を行う。なお、関係更生担保権者は、管財人の売却活動に際し、購入希望者を紹介することができる。
イ　売却手続
㋐　管財人は、ビジネスプラン作成後、売却不動産の売却に先立ち、当該売却不動産の全ての関係更生担保権者に対し、売却予定日を通知する。売却予定日は、通知から３か月程度を目処とし、市況、物件の性質によって適宜管財人が定める。当該売却不動産の関係更生担保権者は、管財人に対し購入希望者を売却予定日の２週間前まで何時でも紹介することができるものとする。
㋑　管財人は、原則として売却予定日における購入希望者で担保弁済額が最大となる者に当該売却不動産を譲渡する。例外的に、支払の確実性に問題があるなどの場合は、購入希望者の中から管財人が定める。
㋒　管財人は、ビジネスプラン作成後、Ⓐ当該売却不動産の関係更生担保権者全員から入札の希望があったとき、またはⒷ管財人が入札によることが相当と判断したときは、以下のとおり入札をするものとする。
①　入札開始の１か月前に当該売却不動産の関係更生担保権者に対し通知する。
②　入札の条件（最低入札価額の制限、入札参加者の制限等）は設けない。
③　入札期間は原則２か月（例外的に、より長期、より短期がふさわしいときは調整する。）とする。
④　落札者は、原則として担保弁済額が最大となる入札者とする。例外的に、支払の確実性に問題があるなどの場合は、入札者の中から管財人が定める。